

社会福祉法人月の輪会
役員の報酬に関する規則

平成29年 6月23日
規 則 第 8 号

(目 的)

第1条 この規則は、社会福祉法人月の輪会定款第21条の規定に基づき、役員の報酬について定めるものである。

(定 義)

第2条 この規則でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 常勤役員等に対して勤務形態に応じて、次の通り報酬を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬及び賞与を支給する。ただし、役員が職員である場合は、これを支給しない。
 - (2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととする。
- 2 常勤・非常勤役員等が、法人業務を行う場合には、「役員等の費用弁償に関する規則」に基づき、費用を弁償する。ただし、交通費の実費が費用弁償額を超える場合には、「職員旅費規則」に基づき、その実費相当額を別途支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 通勤手当については、「職員給与規則」第25条の規定に準ずる額

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月21日とする。ただし、支給日が銀行休業日の場合は、前営業日に支給する。

(2) 賞与については、6月30日及び12月10日とする。ただし、支給日が銀行休業日の場合は、前営業日に支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規則をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規則の改廃については、評議員会の議決を受けて行う。

附 則

この規則は、平成29年 6月23日から施行する。

なお、平成24年4月1日から施行の規則は廃止する。

別表第1 (常勤役員等報酬月額上限額：円)

	金額	備 考
理事長	360,000	定款細則第4条第2項の専決事項業務〔一般、人事に関する事案・法人の収入、支出に関する事案〕
理事・監事	280,000	

別表第2 (常勤役員等賞与年額上限額：円)

	金額	備 考
理事長	1,080,000	6月 (@ 360,000×1.5月分) 12月 (@ 360,000×1.5月分)
理事・監事	840,000	6月 (@ 280,000×1.5月分) 12月 (@ 280,000×1.5月分)